

南相馬市告示第205号

令和7年度南相馬市医療施設等物価高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、原油価格及び物価高騰に直面する医療施設等を支援するため、市内の医療施設等の設置主体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療施設等 病院、診療所、歯科診療所、薬局、歯科技工所及び施術所をいう。
- (2) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、保険医療機関の指定を受けている施設
- (3) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けている医業を行う施設
- (4) 歯科診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けている歯科医業を行う施設
- (5) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき開設している薬局のうち、保険薬局の指定を受けた施設
- (6) 歯科技工所 歯科医師又は歯科技工士法（昭和30年法律第168号）に基づく歯科技工士が業として歯科技工を行う施設
- (7) 施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定に基づき開設している施術所のうち、受領委任状扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険（療養費）の対象となる施術を行っている施設

(補助対象)

第3条 この補助金の交付対象となる医療施設等は前条第1号から第7号のとおりとし、令和7年4月1日現在かつ申請日において、当該施設等を運営している法人又は個人等とする。

- 2 病床を有する医療施設における交付対象施設等の区分については、許可病床数を用いる。
- 3 国又は地方公共団体が設置主体の場合は、公営企業会計など、通常の予算とは別に運営されている医療施設等の設置主体に限る。
- 4 前条第2号から第5号の同一施設において、複数の医療施設等に該当する場合は、いず

れか一つの医療施設等が交付対象となる。

5 前条第7号の同一施設において、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合はいずれか一方の補助となる。

(補助金の算定方法等)

第4条 補助金の算出方法は、別表の第2欄で定める区分ごとに同表の第3欄で定めるとおりとする。

2 補助金額の算出基礎となる病床数は、令和7年度病床機能報告書における、許可病床数のうち令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間の施設全体の最大使用病床数を算出基礎とする。

(交付申請)

第5条 この告示による補助金を受けようとする医療施設等の設置主体（以下「申請者」という。）は、医療施設等物価高騰対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 令和7年度福島県医療施設等物価高騰対策支援金（以下「県支援金」という。）の交付決定を受けたものは、県支援金の額の交付決定通知書及び確定通知書（添付書類を含む。）の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の申請期間は、県支援金の交付決定の日から2か月以内に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合には、速やかに補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定した内容を医療施設等物価高騰対策事業補助金交付決定等通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(交付額の確定)

第7条 第5条の場合において、その交付の決定の内容が申請書等の内容と同一であるときは、当該申請書等は規則第13条の規定による報告とみなすことができるものとし、市長は、当該交付の決定に合わせて、当該報告に基づき交付すべき額を確定し、補助金を支出することができるものとする。

2 第5条の場合において、その交付の決定の内容が申請書等の内容と異なる部分があるときは、補助事業者は、市長が別に定めるところにより、規則第13条の規定による報告をしなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときには、市長はその全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた後に交付対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなつたとき。
- (3) 補助金の交付を受けるに当たり、市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなったとき。

2 申請者は、前項の規定により交付決定を取り消されたときは、交付された補助金を市長に返還しなければならない。

(南相馬市補助金交付要綱の準用)

第9条 南相馬市補助金交付要綱（平成18年南相馬市告示第1号）第4条、第5条、第7条、第8条及び第11条から第15条までの規定は、この告示による補助金の交付等について準用する。

(その他)

第10条 この告示に定めるものほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日に補助金の交付決定がなされた補助金の交付については、第8条及び第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1 交付対象者	2 交付対象施設等の区分	3 補助金額
市内に所在する病院、診療所、薬局、歯科技工所、施術所を設置、運営する法人又は個人等	病院（許可病床数が300床以上）	1施設につき 1,000,000円 1床につき（※） 37,500円 ※令和7年度病床機能報告書における「最大使用病床数」を補助金の算定基礎とする。
	病院（許可病床数が99床以下）	1施設につき 500,000円 1床につき（※） 37,500円 ※令和7年度病床機能報告書における「最大使用病床数」を補助金の算定基礎とする。
	診療所（有床）	1施設につき 500,000円 1床につき（※） 37,500円 ※令和7年度病床機能報告書における「最大使用病床数」を補助金の算定基礎とする。
	診療所（無床） 歯科診療所	1施設につき 200,000円
	薬局	1施設につき 100,000円

歯科技工所	1施設につき 100,000円
施術所	1施設につき 50,000円

備考 病床の補助金の算定については、令和7年度病床機能報告書における、許可病床数のうち令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間の施設全体の最大使用病床数を算定基礎とする。